

第150回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

<事業報告>

- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社の支配に関する基本方針（買収防衛策部分）

<計算書類>

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結包括利益計算書（ご参考）
- 連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

帝人株式会社

上記各事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主のみならず、ご提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日におけるストックオプションとしての新株予約権の状況

回次 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (1株あたり)	行使価額 (1株あたり)	権利行使期間
第5回新株予約権 (平成18年7月10日)	146個	普通株式 146,000株	663円	1円	平成18年7月10日から 平成38年7月9日まで
第6回新株予約権 (平成19年7月5日)	207個	普通株式 207,000株	610円	1円	平成19年7月5日から 平成39年7月4日まで
第7回新株予約権 (平成20年7月7日)	328個	普通株式 328,000株	307円	1円	平成20年7月7日から 平成40年7月6日まで
第8回新株予約権 (平成21年7月9日)	420個	普通株式 420,000株	253円	1円	平成21年7月9日から 平成41年7月8日まで
第9回新株予約権 (平成22年7月9日)	349個	普通株式 349,000株	261円	1円	平成22年7月9日から 平成42年7月8日まで
第10回新株予約権 (平成24年3月12日)	737個	普通株式 737,000株	245円	1円	平成24年3月12日から 平成44年3月11日まで
第11回新株予約権 (平成25年3月15日)	698個	普通株式 698,000株	196円	1円	平成25年3月15日から 平成45年3月14日まで
第12回新株予約権 (平成26年3月14日)	618個	普通株式 618,000株	228円	1円	平成26年3月14日から 平成46年3月13日まで
第13回新株予約権 (平成27年3月18日)	379個	普通株式 379,000株	385円	1円	平成27年3月18日から 平成47年3月17日まで
第14回新株予約権 (平成28年3月16日)	274個	普通株式 274,000株	360円	1円	平成28年3月16日から 平成48年3月15日まで

上記のうち当社取締役及び監査役の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

(平成28年3月31日現在)

回次	取締役		監査役	
	個数	保有者数	個数	保有者数
第5回新株予約権	4個	1名	2個	1名
第6回新株予約権	6個	1名	4個	1名
第7回新株予約権	16個	1名	6個	1名
第8回新株予約権	36個	4名	8個	1名
第9回新株予約権	34個	4名	7個	1名
第10回新株予約権	91個	5名	17個	1名
第11回新株予約権	123個	6名	—	—
第12回新株予約権	116個	6名	—	—
第13回新株予約権	103個	6名	—	—
第14回新株予約権	86個	6名	—	—

(注1) 当社は、社外取締役及び監査役に上記新株予約権を付与していません。

(注2) 監査役が保有する新株予約権は、監査役就任前に取締役又は執行役員としての職務執行の対価として交付されたものです。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は上記1.に記載の第14回新株予約権です。

第14回新株予約権のうち当社使用人への交付状況

個 数	交付者数
188個	23名

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年11月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「2018年満期新株予約権付社債」という）及び2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「2021年満期新株予約権付社債」という）に付された新株予約権の状況

項目	2018年満期新株予約権付社債	2021年満期新株予約権付社債
社債の総額	200億円	200億円
社債の発行日	平成26年12月12日	平成26年12月12日
償還の期日	平成30年12月12日	平成33年12月10日
社債に付された新株予約権の総数	2,000個	2,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数	新株予約権に係る社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数
転換価額	413.8円（ただし、一定の条件のもと調整される。）	406.8円（ただし、一定の条件のもと調整される。）
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使と引換えに払込は要しない	新株予約権の行使と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使期間	平成26年12月26日から平成30年11月28日まで	平成26年12月26日から平成33年11月26日まで

（注）平成28年5月6日開催の取締役会において期末配当を1株につき4円とする剰余金配当案が承認可決され、平成28年3月期の年間配当が1株につき7円と決定されたことに伴い、転換価額が調整されております。
（適用日：平成28年4月1日以降）

会社の支配に関する基本方針（買収防衛策部分）

1. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（買収防衛策）

当社は、平成27年6月24日に開催された第149回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」という）を更新しました。本プランの概要は以下のとおりです。

(1) 対象となる買付

本プランの対象となる買付は、株式の保有割合が20%以上となる買付です。

(2) 買付者との交渉手続き

買付者には、事前に買付説明書の提供を求め、当社が、情報収集や検討を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案を提示したり、買付者との交渉を行っていくための手続きを定めています。

(3) 買付者が手続きを守らなかった場合の取得条項付新株予約権の無償割当て

買付者が前記手続きを守らなかった場合等には、独立委員会の勧告に従い、取締役会は、その時点の全ての株主に対し、保有株式1株につき1個の割合で「取得条項付新株予約権」を無償で割当ててを決議します。

(4) 取得条項付新株予約権の取得と当社株式の交付

新株予約権に付された取得条項により、当社は買付者等以外の株主の皆様から新株予約権を取得しこれと引き換えに、新株予約権1個につき、当社株式1株を交付します。

(5) 買付者等以外の株主の皆様への影響

買付者等以外の株主の皆様全員に平等に当社株式を交付しますので、株主の皆様の保有する株式の希釈化は生じません。買付者等には当社株式は交付されませんので、この交付により、買付者等の保有する当社株式の議決権割合を最大50%まで希釈化させる可能性があります。

(6) 新株予約権の無償割当ての要件

新株予約権の無償割当ては以下いずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合に行われます。

- 1) 本プランに定める手続きを遵守しない場合
- 2) 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある買付であり、下記に掲げる行為のいずれかに該当する場合
 - a) 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - c) 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 3) 株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- 4) 買付の対価が当社の企業価値に鑑み不十分な買付である場合

(7) 発動までのプロセスの概要

買付者から買付説明書が提出された場合、社外取締役又は社外監査役のうち5名で構成され

る独立委員会は、取締役会に対して、買付者の買付の内容に対する取締役会の意見等を一定の期間内（30日を上限とします）に提示するよう求めることがあります。その後、最長60日間、情報収集・検討等を行います。独立委員会は、30日を上限として検討期間を延長することができるものとしします。

独立委員会はこれらの情報収集・検討等に基づき、取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行います。取締役会は、独立委員会の勧告を尊重し、これに従い最終的に新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行います。ただし、独立委員会が当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとしします。

(注)：「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.teijin.co.jp/ir/governance/defense/>) に掲載しています。

2. 前記取り組みが、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際し、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、基本方針に沿い当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。

(2) 株主意思の反映

本プランは、平成27年6月24日に開催された第149回定時株主総会において承認され発効し、その有効期限は、平成30年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。また、当社取締役の任期は1年となっていますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることが可能です。更に、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(3) 独立性の高い社外役員の判断の重視

当社は、本プランの導入に当たり、本プランの発動等の運用に際して、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外取締役または社外監査役のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者から構成します。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、取締役会による恣意的な発動を防止します。

(5) コーポレート・ガバナンスの強化の継続

当社のコーポレート・ガバナンス強化に向けた具体的内容については、帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」として、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.teijin.co.jp/ir/governance/guide/>) に掲載しています。

連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	70,816	101,447	101,201	△ 426		273,039
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 4,914			△ 4,914
親会社株主に 帰属する当期純利益			31,090			31,090
自己株式の取得				△ 41	△ 41	
自己株式の処分		26		112		138
株主資本以外の項目 の当期中の変動額 (純額)						
当期中の変動額合計	—	26	26,175	71		26,273
当期末残高	70,816	101,473	127,377	△ 354		299,312

	その他の包括利益累計額					新株予約権 合計	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	24,226	△ 2,569	△ 8,102	479	14,034	844	15,716	303,635
当期中の変動額								
剰余金の配当								△ 4,914
親会社株主に帰属 する当期純利益								31,090
自己株式の取得								△ 41
自己株式の処分								138
株主資本以外の項目 の当期中の変動額 (純額)	△ 6,471	1,265	△ 6,971	△ 1,057	△ 13,234	△ 7	△ 2,254	△ 15,496
当期中の変動額合計	△ 6,471	1,265	△ 6,971	△ 1,057	△ 13,234	△ 7	△ 2,254	10,776
当期末残高	17,754	△ 1,303	△ 15,073	△ 578	799	837	13,462	314,412

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考)

連結包括利益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期		(ご参考) 前期	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
I 当期純利益又は当期純損失 (△)		29,222	△	10,002
II その他の包括利益				
1 その他有価証券評価差額金	△	6,483		13,467
2 繰延ヘッジ損益		1,266	△	3,586
3 為替換算調整勘定	△	6,056		3,995
4 退職給付に係る調整額	△	2,074		1,737
5 持分法適用会社に対する持分相当額	△	74		421
その他の包括利益合計	△	13,422		16,035
III 包括利益		15,799		6,033
(内訳)				
1 親会社株主に係る包括利益		17,855		7,832
2 非支配株主に係る包括利益	△	2,055	△	1,798

(注1) 本計算書は監査報告書の対象外です。

(注2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期		(ご参考) 前期	
	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)		45,580	△	6,927
2 減価償却費及びその他の償却費		38,893		43,030
3 減損損失		7,565		30,375
4 減損損失戻入益	△	3,265	△	95
5 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		603		5,420
6 退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△	1,776	△	2,781
7 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△	753	△	1,917
8 事業構造改善引当金増減		974		14,683
9 受取利息及び受取配当金	△	2,310	△	1,931
10 支払利息		2,419		3,067
11 持分法による投資損益 (△は益)		2,943	△	2,435
12 固定資産除売却損益 (△は益)		2,559		535
13 投資有価証券売却損益 (△は益)		9		39
14 運転資本の増減額 (△は増加)	△	4,484	△	1,809
15 その他		1,194	△	1,844
小 計		90,153		77,410
16 利息及び配当金の受取額		6,588		7,067
17 利息の支払額	△	2,481	△	3,189
18 法人税等の支払額	△	13,619	△	5,258
営業活動によるキャッシュ・フロー		80,640		76,030
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出	△	31,895	△	26,527
2 有形固定資産の売却による収入		668		751
3 無形固定資産の取得による支出	△	2,801	△	2,364
4 投資有価証券の取得による支出	△	2,406	△	22,052
5 投資有価証券の売却による収入		848		1,575
6 その他	△	4,736	△	1,006
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	40,322	△	49,624
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額 (△は減少)		3,146	△	36,295
2 社債の純増減額 (△は減少)	△	20,770		39,400
3 長期借入金の純増減額 (△は減少)		14,886		11,729
4 配当金の支払額	△	4,914	△	3,930
5 その他	△	664	△	510
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	8,316		10,393

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,970	786
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	30,030	37,586
VI 現金及び現金同等物の期首残高	70,561	32,975
VII 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	363	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	100,955	70,561

(注1) 本計算書は監査報告書の対象外です。

(注2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 69社

主要会社名：東邦テナックス㈱、Teijin Aramid B.V.、帝人フロンティア㈱、帝人デュボンフィルム㈱、帝人ファーマ㈱、Braden Partners L.P.、インフォコム㈱

なお、帝人ナカシマメディカル㈱ほか1社については持分の取得等により、当連結会計年度から連結子会社としました。

また、帝人香港有限公司ほか1社については清算等により、連結子会社から除外しています。

(2) 非連結子会社の数 55社

主要会社名：フィルム加工㈱、帝人自動車用布加工（南通）有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社55社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

持分法適用非連結子会社の数 52社

主要会社名：フィルム加工㈱、帝人自動車用布加工（南通）有限公司

持分法適用関連会社の数 25社

主要会社名：DuPont Teijin Films U.S. Limited Partnership

なお、非連結子会社3社（TOMAC ASIA Co., LTD. ほか2社）及び関連会社2社（ACE CROWN VIETNAM Co., LTD. ほか1社）については新規設立等により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めることとしました。

また、非連結子会社4社及び関連会社1社については清算等により、持分法適用の範囲から除外しました。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 7社

主要会社名：Nakashima Medical Technical Center (Thailand) Limited

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社3社及び関連会社4社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

3. 決算日等に関する事項

連結子会社のうち、南通帝人有限公司等11社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を連結しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理しています。売却原価は移動平均法により算定しています。)

- ・市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。)

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定額法

無形固定資産

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいています。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を繰入計上しています。

事業構造改善引当金……事業構造改善のために今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しています。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建営業債権債務及び外貨建投融資
通貨スワップ	借入金、社債
金利スワップ	同上

③ ヘッジ方針

当社及び連結子会社は、当社の内部規程である「財務規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

原則として、ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計額等を基礎として判定しています。

⑤ その他

当社及び連結子会社は、定期的にCF0（最高財務責任者）及び当社財務・IR部に対して、ヘッジ取引の実績報告を行っています。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

ただし当社及び一部連結子会社の確定拠出年金制度移行前の退職従業員の確定給付企業年金制度にかかる数理計算上の差異は、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しています。

なお、在外連結子会社については、一部の会社を除き、退職金制度がありません。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

③ 連結納税制度を適用しています。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間から20年間の効果が及ぶ期間で均等償却しています。

6. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。これによる損益に与える影響はありません。

7. 会計上の見積りの変更

前連結会計年度に当社の連結子会社であるTEIJIN POLYCARBONATE SINGAPORE PTE Ltd. の事業撤収を決定し、当連結会計年度において、第三者との工事契約等に基づき、工事金額の見積額の変更を行いました。この変更の結果、前連結会計年度末の見積りに比べて、資産除去債務の残高は2,488百万円減少しました。それに伴い、当該見積りの変更により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は2,653百万円の増加となりました。

8. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「減損損失戻入益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。

2 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	684,768百万円
2. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の取得価額から 控除した税法に基づく圧縮累計額	2,705百万円
3. 保証債務（保証予約、経営指導念書等を含む）	7,385百万円
4. 受取手形割引高	1百万円
5. 債権流動化に伴う買戻義務限度額	2,179百万円

3 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失戻入益

前連結会計年度に当社の連結子会社であるTEIJIN POLYCARBONATE SINGAPORE PTE Ltd. の事業撤収を決定し、当連結会計期間において、第三者との工事契約等に基づき資産除去債務の見積額の変更等を行ったため、減損損失戻入益が3,265百万円発生しています。

2. 減損損失

当連結会計年度において、帝人グループは主に以下の資産について減損損失7,565百万円を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
栃木県宇都宮市等	電子材料・ 化成品設備	機械装置等	4,801
米国カリフォルニア州	ヘルスケア事業	のれん等	1,295
その他	—	—	1,468

帝人グループは、継続的に損益を把握している事業部門を単位として資産のグルーピングを行っています。また、事業の用に供していない遊休資産等については個別に取り扱っています。

当連結会計年度において、経済環境の悪化に伴う市況の低迷等により、上記事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（7,565百万円）として特別損失に計上しました。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定をしており、正味売却価額については処分価額等、使用価値については将来キャッシュ・フローを5～15%で割り引いて算定しています。

3. 事業構造改善費用

不採算事業の撤収等の事業再編に伴う費用または損失を計上しています。

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

帝人グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債発行による方針です。また実需原則を遵守し、投機目的やトレーディング目的のためにデリバティブ取引は行いません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	72,122	72,122	—
(2) 受取手形及び売掛金	164,536	164,536	—
(3) 短期貸付金	15,757	15,757	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	103,692	103,692	—
(5) 長期貸付金(*1)	2,326	—	
貸倒引当金 (*2)	△ 520		
長期貸付金 (純額)	1,805	1,805	—
資産計	357,913	357,913	—
(1) 支払手形及び買掛金	71,394	71,394	—
(2) 短期借入金	55,527	55,527	—
(3) 社債	55,148	61,367	6,218
(4) 長期借入金 (*3)	191,138	193,205	2,066
負債計	373,209	381,495	8,285
デリバティブ取引 (*4)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	5,110	5,110	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(1,814)	(1,814)	—
デリバティブ取引計	3,295	3,295	—

- (※1) 1年内回収予定の長期貸付金を含めています。
- (※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。
- (※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。
- (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。また、短期間で決済される譲渡性預金は、時価は帳簿価額に概ね等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しています。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 社債

当社グループの発行する社債の時価については、市場価格のあるものについては市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) 長期借入金

当社では、長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金のうち一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており（「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

これらの時価について、契約を締結している金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額
非上場株式等	5,387
関係会社株式	28,973
合計	34,361

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もる事などが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

6 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 305円 23銭
- 1 株当たり当期純利益金額 31円 63銭

株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金		資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	70,816	101,324	122	17,696	10,696	17,952	△ 426	218,183
当期中の変動額								
剰余金の配当						△ 4,914		△ 4,914
資産圧縮積立金の積立					253	△ 253		—
資産圧縮積立金の取崩					△ 130	130		—
当期純利益						11,490		11,490
自己株式の取得							△ 41	△ 41
自己株式の処分			26				112	138
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)								
当期中の変動額合計	—	—	26	—	123	6,452	71	6,674
当期末残高	70,816	101,324	149	17,696	10,820	24,405	△ 354	224,858

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
当期首残高	18,866	45	801	237,897
当期中の変動額				
剰余金の配当				△ 4,914
資産圧縮積立金の積立				—
資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				11,490
自己株式の取得				△ 41
自己株式の処分				138
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△ 6,463	△ 46	△ 37	△ 6,548
当期中の変動額合計	△ 6,463	△ 46	△ 37	126
当期末残高	12,402	△ 1	763	238,023

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

・市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を繰入計上しています。

(2) 投資損失引当金

子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して必要額を繰入計上しています。

(3) 債務保証損失引当金

子会社等への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を繰入計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

ただし確定拠出年金制度移行前の退職従業員の確定給付企業年金制度に係る数理計算上の差異は、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建営業債権債務及び外貨建投融資
通貨スワップ	借入金、社債
金利スワップ	同 上

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「財務規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則として、ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額等を基礎として判定しています。

(5) その他

ヘッジ取引は、社内権限規程に基づき決済等の事務処理も含めて財務・IR部が実施しています。

また、定期的にCF0（最高財務責任者）に対して、ヘッジ取引の実績報告を行っています。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(3) 連結納税制度を適用しています。

2 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	224,874百万円
2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から 控除している税法に基づく圧縮累計額	1,947百万円
3. 保証債務等	
保証債務（保証予約、経営指導念書等を含む）	63,856百万円
（内他者による再保証額	4,569百万円）
4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
(1) 短期金銭債権	34,559百万円
(2) 長期金銭債権	4百万円
(3) 短期金銭債務	18,785百万円

3 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	83,458百万円
仕入高	18,581百万円
営業取引以外の取引高	10,838百万円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	1,530,571株

5 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	1,468
貸倒引当金	2,382
固定資産償却限度超過額	5,811
投資有価証券評価損	30,680
投資損失引当金	1,433
退職給付引当金	2,553
債務保証損失引当金	2,075
繰越欠損金	5,976
その他	4,262
繰延税金資産 小計	56,644
評価性引当額	44,319
繰延税金資産 合計	12,324
繰延税金負債との相殺	△8,522
繰延税金資産の純額	3,802
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,449
資産圧縮積立金	△3,707
負債調整勘定	△87
その他	△278
繰延税金負債 合計	△8,522
繰延税金資産との相殺	8,522
繰延税金負債の純額	—

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が342百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が578百万円、その他有価証券評価差額金が235百万円それぞれ増加しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は7百万円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。

6 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	東邦テナックス㈱	直接保有 99.75	役員の兼任 2人	経営管理料の徴収	グループファイナンス 保証の受入	3,783 24,056	関係会社短期貸付金 —	18,905 —
子会社	帝人フロンティア㈱	直接保有 100	役員の兼任 2人	経営管理料の徴収 製品の販売 設備の貸与	グループファイナンス 製品の売上 保証の受入	1,807 16,608 5,634	関係会社短期貸付金 売掛金 —	31,961 3,790 —
子会社	帝人ファーマ㈱	直接保有 100	役員の兼任 4人	経営管理料の徴収 設備の貸与	ロイヤリ ティー収入等 保証の受入	25,441 34,398	売掛金 —	13,247 —
子会社	Teijin Holdings Netherlands B.V.	直接保有 100	—	債務の保証	債務の保証	16,316	—	—
子会社	Teijin Holdings USA, Inc.	直接保有 100	—	債務の保証	債務の保証	30,739	—	—
子会社	Teijin Polycarbonate Singapore Pte Ltd.	直接保有 100	—	製品の販売	グループファイ ナンス	6,500	関係会社短期貸付金	7,900

- (注) 1 グループファイナンス、利息の受取、資金の貸付、債務の保証、保証の受入は、当社の内部規程である「グループ投融資規程」に基づき決定しています。
- (注) 2 グループファイナンスについては、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しています。
- (注) 3 保証の受入とは、当該会社による当社の関係会社貸付金に対する債務保証及び当社の債務保証に対する再保証です。
- (注) 4 子会社等への債務保証に対し、合計6,807百万円の債務保証損失引当金を計上しています。また、当期において合計2,696百万円の債務保証損失引当金繰入額を、合計122百万円の債務保証損失引当金戻入額を計上しています。
- (注) 5 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計6,201百万円の貸倒引当金を計上しています。
- (注) 6 ロイヤリティー収入、製品の売上については、市場価格を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しています。

7 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 241円 31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 11円 69銭 |